

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の 活用意向調査要領(令和8年度)

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

県が設定する支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備及び地域への定着に対する支援を行います。

※下記（２）に記載の支援区域は令和7年度選定分です。令和8年度事業実施の際に支援区域が変更する可能性もあります。

（１）対象

支援区域において、令和6（2024）年12月17日（本事業に係る国予算成立日）以降に承継・開業をした、もしくは承継・開業が見込まれる診療所（保険診療を主とする診療所）

※承継・開業の時点（R6.12.17）については、令和8年度事業実施に際し、国が定める要綱により変更となる可能性もあります。

（２）支援区域

- ① 高梁・新見保健医療圏及び真庭保健医療圏
（高梁市、新見市、真庭市、新庄村）
- ② 医師偏在指標が全国平均を下回る津山・英田保健医療圏
（津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）
- ③ 人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村
（玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、吉備中央町）
- ④ 岡山市、倉敷市及び早島町内の医師少数地区
（当該市町から県へ申請があり、県医療対策協議会及び県保険者協議会が適当と認める地区）

（注）事業については、予算の範囲内で、①～④の順に優先的に実施します。

(3) 対象事業

事業名	対象経費	補助率
施設整備事業	診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費	1 / 2
設備整備事業	診療所の運営に必要な医療機器等の購入費	1 / 2
地域への定着支援事業	診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費	2 / 3

3 補助対象者

支援区域において、令和6（2024）年12月17日（本事業に係る国予算成立日）以降に承継・開業をした、もしくは承継・開業が見込まれる診療所（保険診療を主とする診療所）。

4 補助対象経費及び補助率（申請は（1）～（3）いずれかでも可）

(1) 施設整備事業

補助対象	1㎡当たり単価	補助率
診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 ○診療部門の整備費（上限面積） ・無床診療所の場合：160㎡ ・有床診療所の場合（5床以下）：240㎡ ・有床診療所の場合（6床以上）：760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（上限面積） ・医師住宅：80㎡ ・看護師住宅：80㎡	鉄筋コンクリート：484,000円 ブロック：214,000円 木造：355,000円	1/2

(2) 設備整備事業

補助対象	1か所当たり基準額（上限）	補助率
○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

補助対象	1か所当たり基準額（上限）	補助率
○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当	(1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円＋(71,000円×実診	2/3

<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員手当 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 備品費（単価 50 万円未満に限る。） ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費 	療日数) ②診療日数《130 日～259 日》 6,200,000 円+ (77,000 円×実診 療日数) ③診療日数《260 日以上》 6,200,000 円+ (87,000 円×実診 療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日	
--	--	--

5 要望書類の提出

岡山市、倉敷市及び早島町内で本事業の活用を希望される場合は、書類作成前に下記（3）の問い合わせ先へ連絡してください。

（1）提出書類

対象者	提出書類
施設整備事業の活用を希望する者	(様式1)、(様式2)、(様式3)
設備整備事業の活用を希望する者	(様式1)、(様式4) 見積書、当該設備のパンフレット等
地域への定着支援事業の活用を希望する者	(様式1)、(様式5-1)、(様式5-2)

(様式1) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施計画書

(様式2) 医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（継承・開業支援）

(様式3) 医療施設等施設整備事業費内訳書

(様式4) 医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表

(様式5-1) 地域への定着支援所要額調書

(様式5-2) 地域への定着支援基準額算出調書

（2）提出期限

令和7年10月10日（金） 15時

（3）問い合わせ先・書類提出先（電子メール）

※件名を「診療所の承継・開業支援事業」としてください。

岡山県保健医療部医療推進課 重点医師偏在対策支援区域支援事業担当
iryo@pref.okayama.lg.jp

6 留意事項

- 補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- 本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、御提出いただいた事業計画に記載された要望額の全額、または一部を交付できない場合がございます。
- 本事業は岡山県地域医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となります。本事業の活用希望のあった診療所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類を提出してください。
- 「施設整備事業」は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、岡山県医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で協議します。
- 「施設整備事業」「設備整備事業」は、県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助の対象外となります。国の事務の進捗に合わせて整備を行っていただくこととなりますので、御承知おきください。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間での財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。